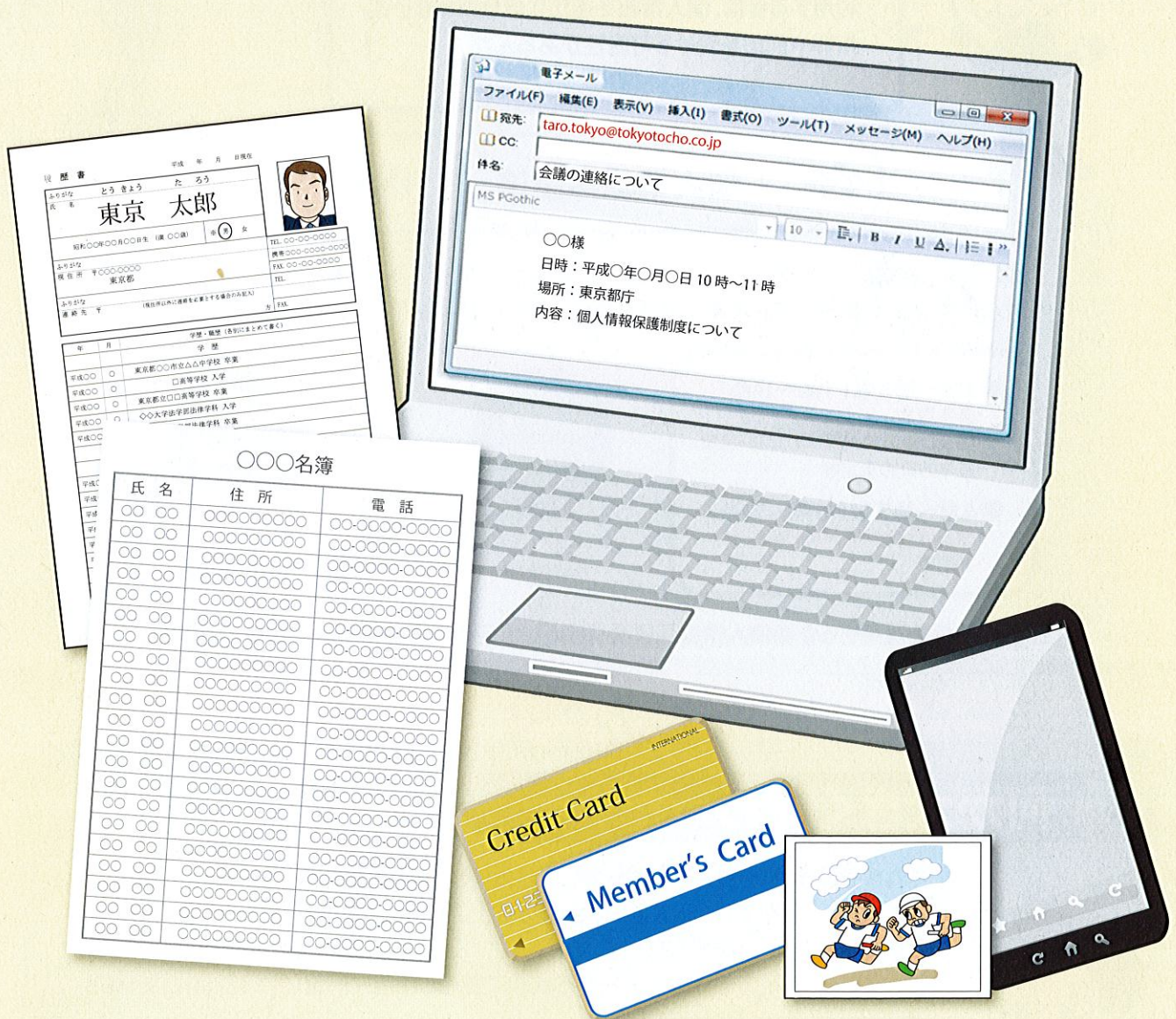


個人情報保護制度

～知らない間に誤った取扱いをしないために～



個人情報保護法とは？

個人情報の保護に関する法律（通称：個人情報保護法）



法の目的は？



今後は、個人情報をデータベース化して利用する者は、個人情報を適正に取り扱わないと、指導や罰則を受ける可能性があるんだ。

法改正があったと新聞で見ました。私にも関係ありますか？



個人情報保護法



個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護することを目的として、民間の個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱う上でのルールを定めています。

第1章～第3章（1条～14条）

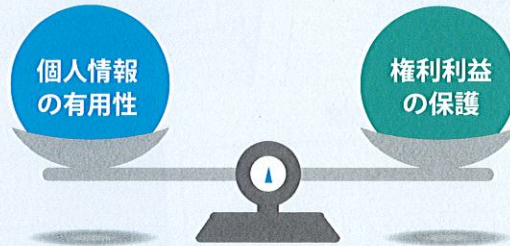
- ・基本理念
- ・国及び地方公共団体の責務・施策
- ・基本方針の策定等

第4章～第7章（15条～59条）

- ・個人情報取扱事業者の義務
- ・罰則等

個人情報
の有用性

権利利益
の保護



この法律を運用するため個人情報保護委員会という国の機関が監督等を行っています。



何が大きく変わった？



これまで、取り扱う個人データが少ない団体等は、法が定める安全管理などの義務の対象外でしたが、現在では、個人データを扱う以上、法が定める各種義務の対象（個人情報取扱事業者：次ページ参照）となります。

※個人データ：特定の個人を検索できる状態に整理した個人情報（例：50音順に綴る等）

日常生活では・・・

町内会や自治会、マンション管理組合、PTA、同窓会、NPO、ボランティアサークルなど。

これらの団体等も、適正な取扱いをしないと、個人情報保護委員会からの指導や罰則を受ける可能性があります。



個人情報とは？

生存する個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該情報が誰の情報であることを識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより個人が誰であることを識別することができることとなるものを含む。）。

具体的には・・・

住所、氏名、職業、学歴など。メールアドレスもtaro_tokyo@tokyotocho.co.jpのように、氏名と会社名が記載されているような場合は、個人情報に該当すると考えられます。

また、その情報単体でも個人情報に該当すると法令で定めた「個人識別符号」も個人情報に該当します。



「個人識別符号」ってなんですか？



- ①電子化した身体的特徴のデータや、
②対象者ごとに割り振られるID等で、
具体的には、
①DNA、顔認証データや指紋データ、
②マイナンバー、パスポート番号、免許証番号等
が法令で定められているよ。



個人情報取扱事業者とは？

特定の個人を検索できる状態に整理した個人情報(個人データ)を利用している全ての者

- ① 営利・非営利は問わない(NPO等も含む) ③ 紙媒体・電子媒体を問わない
② 法人格の有無も問わない(個人事業主も含む) ④ 常時・随時の利用を問わない



この定義に該当しない個人的な個人情報の利用等は、
法で定められた事業者の義務は適用されないんですね。

このため、町内会やマンション管理組合などでの係や担当の受け持ちや、PTAの役員、同窓会の幹事等を持ち回り等で行う場合も、事業者としての適正な個人情報の取扱いが求められます。

それでは、事業者の義務について一緒に考えてみましょう！

事業者の義務ってなに？

《《 利用目的の明確化・利用目的による制限(法15条、16条) 》》

- ・ 個人情報を取り扱うときは、利用目的をできる限り具体的かつ明確にしてください。
- ・ 事前に決めた利用目的以外に個人情報を利用することはできません。



「当社の行う事業活動のため」という利用目的にしておけば、おおよそカバーできそうですね。

そんな漠然とした利用目的では内容がはっきり分からないからダメだよ。

例えば「〇〇事業における商品の発送、関連するアフターサービス、新商品・サービスに関する情報のお知らせに利用します。」くらいは必要だね。



《《 適正な取得・利用目的の通知、公表(法17条、18条) 》》

- ・ 偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはいけません。
- ・ 「要配慮個人情報」を取得する場合は、あらかじめ本人の同意が必要です。
- ・ 個人情報を取得したときは、速やかに利用目的を本人に通知又は公表してください(あらかじめ利用目的を公表している場合を除く。)
- ・ 本人から直接書面(電磁的方式を含む。)で個人情報を取得するときは、あらかじめ本人に利用目的を明らかにしてください。



「要配慮個人情報」ってなんですか？

不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに配慮を要する情報として、法令で定められた情報のことだよ。

具体的には、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実、身体障害等の障害があること等を指すので、これらの情報を取得するときは注意が必要だよ。





正確性の確保(法19条)



- ・ 利用目的の達成に必要な範囲で、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、**利用する必要がなくなったら遅滞なく消去**するように努めてください。



そういえば、〇〇社はいつも私の名前の漢字を間違っ
て明細書を送ってきます！
何度も連絡しているのに、いつになったら直すつもりな
んですかね！



本人からの変更の連絡があるのに、訂正していないというの
は問題だね。

正確で最新な情報であるかは、通常、本人にしかわからないか
ら、正確性確保の義務は「努力義務」とされているけど、本人か
ら訂正の求めがあった場合は、訂正の義務が課されるよ。



安全管理措置、従業者・委託先の監督 (法20条、21条、22条)



- ・ 個人データの漏えいや滅失を防ぐために必要かつ**適切な安全管理措置**を講じてください。
- ・ 安全に個人データを管理するために、従業者に対し必要かつ適切な監督を行ってください。
- ・ 個人データの取扱いを他の事業者に委託する場合は、委託先に対し必要かつ適切な監督を行ってください。



適切な安全管理措置というのは
どのようなことをいうのですか？



例えば、情報セキュリティの面で言えば、個人のデータにアクセ
スできるのは、正当な権限を持つ者だけに制限する必要があるし、
アクセス権限を付与する役職や人数を限定する必要があるね。
それから、ウイルスや不正アクセスへの対策も必要だよ。
安全管理措置については、8ページで詳しく説明していくよ。



第三者に提供する場合の制限(法23条)



- あらかじめ本人の同意を得ないで、他の事業者などの第三者に個人データを提供してはいけません。
- ただし、**一定の条件に合致する場合は**、本人の同意を得ずに第三者に提供することができます。
- また、個人情報保護委員会に届出を行う等の手続きを済ませれば、オプトアウト方式^{*}を導入できますが、「要配慮個人情報」は、この方式による提供はできません。

※本人の求めに応じて第三者への個人データの提供を停止する仕組み



「一定の条件」って何ですか？

一定の条件とは

- ① **法令に基づく場合**
(例:捜査に必要な取調べや捜査関係事項照会への対応など)
- ② **人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合**
(例:急病や災害、事故の場合など)
- ③ **公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合**
(例:疫学調査、児童虐待防止の情報提供など)
- ④ **国等に協力する場合**
(例:税務調査、統計調査に協力する場合) と定めているよ。



個人データの提供を行う場合、受ける場合の記録義務(法25条、26条)



個人データを第三者に提供する(渡す)場合及び第三者から提供を受ける(もらう)場合、**所定の事項**を記録(以下参照)し、一定期間保存(原則3年)しなければなりません。

A団体



- ①いつ、②誰の、③どのような情報を
- ④どこに提供したか(B団体に対して提供した)



(20XX年X月X日、A団体顧客の氏名・年齢データを提供)

- ①いつ、②誰の、③どのような情報を
- ④どこから提供を受けたか(A団体から提供を受けた)
- ⑤取得経緯は適切か(A団体は適正に取得した)

B団体



個人データが不正に流通しないための取組として義務化されたよ。

詳しくは個人情報保護委員会のガイドラインで確認しよう。



利用目的等の公表・開示、訂正、利用停止 (法27条~34条)



- 事業者の氏名又は名称、保有個人データの利用目的、開示等に必要の手続、苦情の申出先等について本人に分かる(公表された)状態にしてください。
- 保有個人データの開示が請求されたときは、遅滞なく開示を行い、内容に誤りがあるときは、本人からの請求内容に応じて、訂正、追加、削除を行ってください。
- 保有個人データを利用目的の制限や適正な取得の義務に反して取り扱っていると理由で利用の停止又は消去を求められた場合は、違反の是正に必要な限度で利用の停止や消去を行ってください。

保有個人データ

個人データのうち、事業者自らがそのデータについて開示・訂正等の権限を有し、6ヶ月以上にわたって保有する情報。



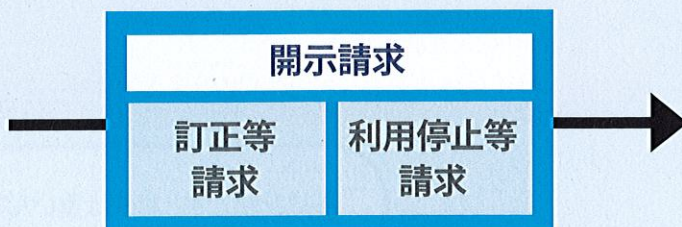
開示等の請求を断ることはできないのですか？

事業者の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあるなど一定の場合を除いては、保有個人データを開示することが義務付けられているよ。
もし請求を断る場合は、その理由を説明する必要があるんだ。



(注) 今回の法改正で、開示、訂正、利用停止の請求は、請求する人の権利であることが明確化されました。これにより、今後は、裁判を起す際に、あらかじめ法律に定められた請求を行った後に訴訟を提起する等の手続ルールが定められました。

本人



事業者



これらの請求があった場合に必要となる対応について、個人情報保護法や個人情報保護委員会のガイドラインを確認する必要があるわね。



苦情の処理(法35条)



- ・ 個人情報の取扱いについて苦情の申出があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めてください。
- ・ 苦情を適切かつ迅速に処理するため、苦情受付窓口の設置、苦情処理マニュアルを作成して備え付けるなど、必要な体制を整備してください。



苦情専用の窓口を設置することが義務付けられているということですか。

必ずしも専門窓口の設置が義務付けられているわけではないよ。

事業の形態や事業規模によって異なるけど、事業所の窓口で直接受け付けるほか、苦情受付用の電話番号やメールアドレスを公開して受付体制を整備することも考えられるね。



事故発生時はどうする？

電車で顧客データを含むモバイル端末の入ったカバンを置き忘れ

事故発生！！

車上ねらいで顧客データを含むPCが盗難

サーバーへの不正アクセスで顧客情報が流出

インターネットで利用者登録情報が誰でも閲覧可能状態に

- 被害拡大の防止
- 事実調査、原因の究明
- 影響範囲の特定
- 事実関係、再発防止策等の公表
- 個人情報保護委員会・認定個人情報保護団体等への報告
- 再発防止策の検討・実施
- 本人への連絡



事故を起こすと責任は重いんですね。

エステ事業者の顧客情報が、インターネット上で閲覧できる状態になっていたことについて、個人情報漏えいの損害賠償として、被害者一人につき3万5,000円の支払いを命じる判決もあったんだ。



適切な安全管理措置とは？

●組織体制の整備

- 個人情報保護に関する責任者を決め、それぞれの部署の役割を明確にしていますか？
- 個人データの取扱いに関するチェック体制や、事故発生時における体制は整備されていますか？

●規程類の整備

- 個人データの取得、利用、送信、保管、廃棄といった取扱いのフローごとに、手続を定めていますか？

●個人データ取扱状況の一覧

- 取り扱っている個人データを把握していますか？
- 個人データの項目、利用目的、管理方法等を記載した個人情報取扱台帳等は整備されていますか？

●施錠管理

- 個人データは、施錠された保管庫等にしまっていますか？
- 作業中の伝票等を、机上に放置したまま出かけることはありませんか？

●盗難等の防止

- 個人データを扱うパソコンの盗難防止対策はしていますか？
- 執務室への人の出入りはチェックしていますか？

●個人データを持ち歩くとき

- 持ち出しの記録はとっていますか？
- 漏えい・紛失等を防げる鞆で持ち歩いていますか？
- 電車内の網棚に置いたり、自動車に放置することはありませんか？
- 出張先で個人データを他人に見られたり、大声で話したりすることはありませんか？
- 個人データを持ったままの寄り道（特に飲酒時）はしていませんか？

注意点は意外と多いですね。



●雇用時の契約

- 従業員を採用する際、個人情報の取扱いについて契約等を交わしていますか？

●従業員の教育

- 従業員の役割を明記した規程を周知したり、定期的に研修を行っていますか？

●セキュリティ対策

- ファイルや端末にパスワードをかけ、定期的に変更していますか？
- ウイルス対策はしていますか？
- 情報にアクセスできる従業員を限定していますか？
- データ送信時には個人のデータの暗号化等を行っていますか？

～ よくある相談の中から ～

Q

当社では、顧客データを500人分、従業員データを600人分保有しています。当社は、個人情報取扱事業者に該当するのでしょうか？



No.1

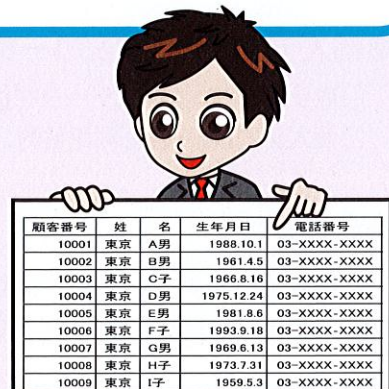
A

該当します。
平成29年5月30日以降、個人情報取扱事業者とは、個人情報をデータベース化して事業に利用している団体等の全てを指します。



ここがポイント!!

個人情報取扱事業者には、NPO等の非営利団体、同窓会、サークル、町会等も含まれます。



Q

クリーニング店を営んでいます。法改正によって、新たに個人情報取扱事業者に該当することになりました。どこかに届出をしたり、許可を受けたりする必要があるのですか？



No.2

A

個人情報取扱事業者に該当した場合でも、届出や許可は必要ありません。
個人情報保護法に則った適正な取扱いが求められます。



ここがポイント!!

個人情報取扱事業者に該当すると、不適切な扱いをした場合、個人情報保護委員会から個人情報の取扱いに関して報告を求められたり、ガイドラインの定めにより、事故発生時に個人情報保護委員会への報告が必要となる場合があります。

Q

No.3

A

就職情報を提供する会社です。複数の事業者で就職セミナーを共同開催しますが、その際、アンケートを実施します。個人情報をご各社共同で取得するには、どのようにしたらいいですか？

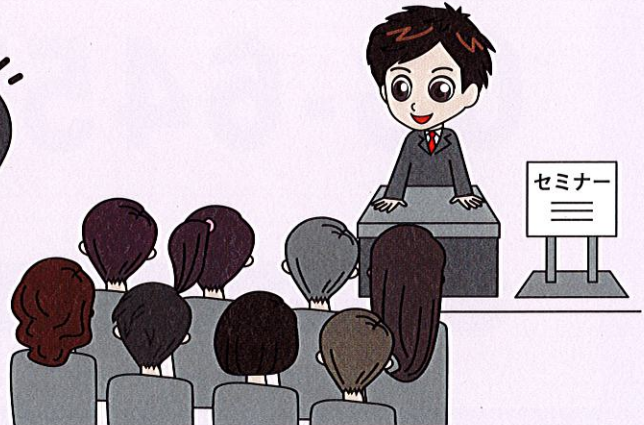
アンケート用紙に共同開催する各社が、それぞれ個人情報を取得することを明記する必要があります。

また、各社ごとに、利用目的をあらかじめ明示する必要があります。



ここがポイント!!

幹事会社だけが個人情報を取得し、その後、個人のデータとして幹事会社から共催会社に提供するのであれば、第三者への提供に当たり、本人の同意を得なければなりません。



Q

No.4

A

不動産管理会社を営んでいます。過去にマンションの部屋を借りていた方から、契約の際に提出した、家族関係や収入の情報を当社のデータから削除して欲しいと求められました。必ず削除しないとイケませんか？

今後も家族関係や収入の情報を利用する必要があり、それが利用目的の範囲内であるのであれば、保護法には違反していませんので、削除する義務はありません。

しかし、利用する必要がないのであれば、利用目的を超えて(法に違反して)取り扱っていることになるので、削除する義務が生じます。



ここがポイント!!

個人情報保護法違反の事実がない場合でも、本人の権利利益保護の観点から本人の求めに応じて自主的に削除することが望ましいとされています。



【同居人】妻 ○○
長男 ○○
【収入】 年収○○万円



個人情報相談窓口

個人情報保護法の解釈についての一般的な質問や、事業者における取扱いに関する苦情等は下記にご連絡ください。

個人情報保護委員会の相談窓口

個人情報保護法相談ダイヤル

03-6457-9849

く わ し く

受付時間/土日祝日及び年末年始を除く 9:30~17:30

東京都の個人情報相談窓口

生活文化局広報広聴部情報公開課
(東京都庁第一本庁舎)

☎03-5388-3160
(平日午前9時~午後5時)

ホームページのご案内

個人情報保護委員会ホームページ

<https://www.ppc.go.jp/>

東京都ホームページ

<http://www.johokokai.metro.tokyo.jp/kojinjoho/index.html>



平成30年3月発行

発行 東京都生活文化局広報広聴部情報公開課
東京都新宿区西新宿2-8-1
☎03-5388-3160

平成29年度
登録(29)93号

R70
古紙配合率70%再生紙を使用しています